

日本学術会議  
安全保障と学術に関する検討委員会  
(第23期・第2回)

平成28年7月28日

内閣府 日本学術会議事務局

日 時：平成 28 年 7 月 28 日（木） 17：00～19：00

場 所：日本学術会議 6 階 6-C(1)(2)(3)会議室

出 席 者：杉田委員長、大政副委員長、佐藤幹事、井野瀬委員、小森田委員、山  
極委員、大西委員、岡委員、土井委員、花木委員、小林委員、安浦委  
員（12 名）

欠 席 者：小松幹事、向井委員、森委員（3 名）

事 務 局：駒形事務局長、竹井次長、小林企画課長、井上参事官、石井参事官他

配布資料：資料 1 第 1 回議事録（案）

資料 2 過去の経緯に関する資料

資料 3 論点整理（小森田委員）

資料 4 大学・研究機関を対象とする調査について（論点整理）

参考 1 委員名簿

午後 5時01分 開会

○杉田委員長 それでは定刻となりましたので、安全保障と学術に関する検討委員会第2回を開催させていただきます。

なお、本日の映像等の頭撮りにつきましては、議題1、前回議事録（案）の確認までとさせていただきます。

なお、報道関係者、傍聴の方におかれましては、会議中は進行の妨げにならないように静粛をお願いいたします。

なお、傍聴に関しましては、事務局の指示に従っていただきますようお願いいたします。

定足数の確認でございますが、現在11名の委員が出席しておりますので、定足数を満たしているということを御報告いたします。

配付資料を確認させていただきますけれども、配付資料は、お手元の議事次第に記載してあるとおりでございます。

傍聴者にはお配りしていませんのですが、委員には、新聞記事等の報道等の資料を配付しております。

それから、次回以降の開催候補、これは後でお諮りいたしますが、日時についての資料を委員には配付しております。これについては後で議論いたします。

資料が足りない方は事務局へお申し付けください。

それでは、早速でございますけれども、議題に入らせていただきます。

議題1、前回議事録（案）の確認ということなのですが、前回第1回委員会におきまして、速記者による逐語の議事録を作成するということにつきまして御了解いただきました。そして、この速記者による逐語の議事録（素案）につきまして全委員に照会を行い、コメントをいただきました。その上で、事務局と私とで整理を行いまして、再度、全委員に送付したものでございます。

本委員会では、速記者による逐語の議事録を作成しておりますけれども、この議事録（案）の素案の修正をどの程度許容するか、また修正する場合の手續等について、委員会として確認したく思います。

この本委員会の議事録につきましては、発言どおりのものとさせていただきたいと思いますが、それでよろしいかどうかということを確認させていただきたいと思います。これは、いわゆる意味を伝わりやすくするための言葉の補いなどは最小限とし、発言していない単語などの付け加えは原則なしと、そういう方針としたいと思います。

そして、もし発言の取消し、何か誤認があったとか、あるいは発言内容の修正が必要、こういうふうな場合は、次回委員会におきまして発言の取消し、前回こういうことを言ったけど、これは取り消しますとか、あるいは修正発言をしていただいて、それが委員会で承認されれば、次回の議事録において反映されるという形にいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

前回ちょっと機器の不調によりまして、安浦先生には大変失礼申し上げまして申し訳ございませんでした。安浦先生の御発言、聞き取れなかった部分については、今回、聞き取れなかったということで議事録上は（聞き取れず）という扱いでさせていただきました。この辺につきましては、前回ほかの委員から補足をしていただいて、ほぼそれでということですが、万一必要があれば次回の委員会、つまり前回に関しましては今度の委員会ですが——において適宜発言していただければ、それが議事録上に載ると、こういう形で運営させていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。この点何か御異論等ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○杉田委員長 なければ、そういう扱いにさせていただきます。

では、承認されたものといたします。

それから、次でございますが、この議事録の承認の仕方に関しましてですが、通例の委員会ですと、次回の会議で承認を取って、今日はそうしておりますけれども、それから公表されるということですが、今回非常に関心も高いということで、できるだけ早く議事録を公開する方がいいのではないかとということで、出席委員全員の了解をもって承認されたということとし、委員長の責任において確定しまして、日本学術会議ウェブページにおいて公表するというのをしたいと思えますけれども、これについて御異論ございませんでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○杉田委員長 では、そうさせていただきます。

では、議事録の確定につきましては、出席委員全員の目を経た後、委員長において一任していただくということにいたします。

以上、反対意見がございませんでしたので、そのようにさせていただきます。

それでは、第1回の議事録につきましてですが、この議事録（案）につきましてはよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○杉田委員長 では、早速これは公表させていただくことにいたします。

引き続きまして、資料の説明を若干させていただきますけれども、資料1は、今の第1回議

事録（案）です。

資料2、過去の経緯に関する資料ということで、かなり大部のものがございますけれども、これは事務局に御苦労いただいたのですが、設置提案書に記載されている文章、これは1950年声明、1954年声明、1967年声明等の、設置提案書で言及されていた日本学術会議関係の過去の文書を全部。それから、関連いたしまして、1949年学術会議発足に当たっての決意表明ですとか、1961年の科学の国際協力についての見解、こういう関連資料もこの際入れていただいた。それから、総会での議論、この間、2015年、2016年の2回の総会に関する資料。それから、幹事会メンバーにおいて、前回は議論がありましたけれども、言及がありましたが、幹事会懇談会2015年10月30日、それから本年1月29日の防衛省との意見交換会、それからデュアル・ユースに関する意見交換会等に関する資料を可能な限り掲載いたしました。そして、参考として、防衛省の安全保障・技術研究推進制度の公募要領について本年度のもの、1回目のものを掲載しております。これが資料2でございます。

そして資料3、これが本日、小森田委員より後で論点整理をしていただく関係で、論点整理とその背景資料をかなりいろいろ付けていただきました。これについては、後で小森田委員の方から御説明をいただくということでございます。

そして資料4は、大学・研究機関を対象とする調査、アンケートのようなことをやるかどうか。これについては、後ほど、議題3の今後の進め方についての中で議論させていただきたいと思っております。

以上、資料についてですけれども、何か御質問等ございますでしょうか。

○土井委員 第三部の土井です。

すみません、大変細かいことで恐縮ですけれども、今、資料2の一番最初のページの3の3）、これ、「会長活動報告資料」ですよ。

○杉田委員長 そうですね、申し訳ありません、訂正いたします。会長活動報告。

ほかにごございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○杉田委員長 それでは、以上といたします。

それでは、早速でございますけれども、小森田委員より論点整理ということで、できましたら30分程度ということで、その後少し議論の時間を長目にとればと思います。ただ、非常に詳細なものを御用意いただきましたので、30分を超えることもあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

○小森田委員 小森田です。それでは、論点整理ということでお話をさせていただきます。

私の資料は、「論点整理」というふうになっている資料3で12ページほどのものがありますが、その後に資料が付けてあります。これは、様々な資料の抜粋です。

それで、レジュメに資料番号①から⑳まで付けて対照していただけるようにしてあります。なるべくレジュメの範囲内で趣旨が伝わるようにしたいと思ってレジュメをつくりましたが、時々資料の方を御覧いただくかもしれませんので、今の分厚い綴じたままでは見にくいかもしれません。左の上に番号を付けてありますので、御覧いただければと思います。

まず、「はじめに」というところで前置きのことを2つほど書いておきました。

1つは、私の役割は論点整理ということですが、論点整理という場合に、2つの側面があると考えることができるのではないかと。1つは、事実認識ないしは問題の所在についての認識で、もう一つは、それを踏まえて議論し、どう判断するかという問題です。

もちろん事実認識といっても、事実をどのように理解し解釈するかということは様々な考えがあり得ますし、それから、どの範囲の問題を念頭に置くかということ自体が一つの判断の問題ですので、事実認識と判断というものを峻別することはできないだろうと思います。私の今日の話も、それを峻別するというふうには必ずしもつくってありません。ただ、議論をなるべく生産的にするためには、できる限りお互いにどういう事実を念頭に置いて議論するのかという点について一致が得られれば、それにこしたことはないのではないかと思います。そういう意味で、大まかな区別にすぎませんけれども、私の話は少なくとも両面含んでいるということがまず第1点です。

第2点目は、第1回目の委員会でも、委員の方々から、この委員会の結論に関わるいくつかの発言がありましたので、改めて整理をしておきました。

1つは、内容ですが、これはメディアなどで様々な報道のされ方をしていますけれども、先取りされた結論は存在しないということが前回も確認されたと思います。例えば、2つの声明をどうするかということが注目的になっているわけですが、論理的には、「何も言わない」、「再確認する」、「再確認した上で解釈したり敷衍したりするという形で付加する」、それから「変更する」ということが考えられます。解釈したり敷衍したりする場合に、その中身によっては事実上変更するにひとしい中身になることもあり得ると思いますが、いずれにしても、論理的にはそういうことがあり得ると思いますけれども、議論してみないと、どこに行き着くかは分からないということだろうと思います。

2番目に、名宛人ということがありました。これについては、内容がどういうものになるか

によって名宛人はおのずから多分決まってくるだろうと思いますので、議論の出発点の段階では、これについて決めておくということにはできないだろうと思います。ただ、審議の過程で名宛人が誰かということ意識しておくことは、論点を明確にする意味では有益ではないかと思えます。その意味で、レジュメでは、仮にですけれども、学会議会員自身から始まって一般の国民に至る、考え得る様々な名宛人について書いておきました。

3番目は、形式の話も出ました。これについては、文字どおり内容と名宛人によって規定されると思いますので、最後のところで問題になることかと思えます。

そこで、以下6つの項目についてお話をいたします。

①から⑤は、この委員会がつくられたときの趣旨の中に含まれていた文言をそのまま書いてありまして、それと右側が対応する形になっています。最後順序を一部変えておりますけれども、この5項目に一番最初に決議についての項目を1つ付け加えて、合計6点というふうになっています。昨年10月の総会以来、様々な議論が行われておりますが、そこで出された論点なるべく記憶の範囲内で盛り込むようにしたつもりです。

そこで、まず決議です。学会議の従来の見解についてということですが、1950年のものと1967年のものが御承知のようにあります。

1950年4月総会の決議の文言はここに書いたとおりで、アンダーラインは私が付けたものですけれども、「強く反省する」という言葉、「科学者としての節操」という言葉などが注目されます。

議事録でうかがえる限りで言いますと、理論物理学者などによる提案に基づいて議論が行われて採択されました。

戦前に対する「反省」——この戦前というのは、言うまでもなく1945年以前ということなので、戦争中も含むということですが——に対する「反省」と「世界平和」への志向ということが、憲法9条を制定した日本として意識されていたと考えられます。

それから、提案理由の中でうかがわれるのは、米ソ冷戦が進行を始めていて、それを背景として国内外情勢が不穏な状況になってきたということに対する懸念が語られております。会員の中には、「戦争の気配は感じない」というような発言もありましたが、提案者の中にはそういう問題意識があったようであります。実際にその2カ月後、朝鮮戦争が起こり、再軍備が始まっていくという、そういうタイミングにぶつかっていました。

それから、米ソ冷戦と関係していますけれども、当初の提案では、「内外の科学者への呼びかけ」という趣旨のものが含まれておりました。ここで念頭に置かれていたことの一つは、ソ

連の科学者に届くかということです。当時、国交は回復されておりましたので、そういうことが議論されておりました、この点は削除された結果、先ほど見たような簡潔な内容になっております。

1967年10月総会の声明の方ですけれども、ここは、アンダーラインを同じように注目されるところを引いておきましたけれども、経緯としましては、學術体制委員会をはじめ5つの委員会がそれぞれ数カ月議論したようです。そして、それを踏まえて、そのうち4つの委員会の委員長が個人の資格で連名で提案するという経緯になっています。

討論の中で、私として注目してよいと思った点を3点挙げておきました。

1つは名宛人の問題で、個々の科学者を拘束するものではなく、學術會議会員としての決意の表明であるということが、声明の一番最後の文言のところで表明されております。

あと2つ注目される意見は、してよいことといけないことのけじめについて「標準的な見解」を學術會議としては示すべきではないか。それがなければ、一般的なことを言っても不十分であるという意見が一方では出されました。

他方では、基準をつくって、いい悪いということを決める以前に、この問題が外部から提起されたということ自体について学会自身が反省することが必要ではないかという趣旨の意見も出ました。

この最後の2つの点は、いずれも決議そのものには反映されないままになりましたけれども、議論の中で出てきた論点ということになります。

ちなみに、これは後ほど申しますけれども、日本物理学会の臨時総会が1カ月前に開かれて決議を行っております。背景としては、共通の背景のもとで行われているということです。

その次に書いたことは、私のコメントですけれども、1950年のときと状況が変わってきているということは明らかでありまして、直接的には、この声明の中にも明示されていますように、米軍からの資金提供に基づく国際会議の開催という現実の問題が直接の契機になっておりました。この段階では、既に実際にヴェトナム戦争という戦争が戦われているという状況です。

自衛隊は既に存在しております。憲法9条との関係については様々な意見がありましたけれども、合憲論の立場に立っていた政府も、いわゆる「専守防衛」、今日の言葉で言えば「個別自衛権」を前提として合憲であるという議論をしていたと思います。

ヴェトナム戦争には、日本は自衛隊としては参加しておりませんが、アメリカが日本の基地を使って飛び立っていたという意味では無関係ではなかったと、こういう時期だったと思います。

ちなみに、この1967年に国会で佐藤首相により、いわゆる武器輸出三原則の最初のもの、その後70年代に入って、よりそれを徹底したものが出てきますけれども、これが示されると、こういうタイミングに立っています。

ということで、少なくとも文言や、それから総会の議事録からうかがえる限りでは、米軍か自衛隊かということの区別を特にしておりません。それから、本文には「戦争を目的とする」という表現になっており、表題では「軍事目的」というふうになっていて若干文言が違うのですが、そのことが特別意識され、あるいは区別されている様子はないように思われます。特に区別を行うことなく、「戦争」に「真理の探求」と「平和」を対置するという論理で声明が採択されているというふうに理解することができるように思います。

そこで、2番目が論点ですけれども、今のような2つの声明、とりわけ1967年段階から現時点に至る変化をどう捉えるかという問題です。

これについては、まず背景事情といたしまして、比較的直近の事柄を書いてありますので御記憶のことと思いますけれども、まず、どこから説き起こすかということについてはいろいろな考えがあると思いますが、2013年の「国家安全保障戦略について」というところから一応スタートさせました。といたしますのは、この中でキーワードとして「我が国を取り巻く安全保障環境」の変化を踏まえて、「国際協調主義にもとづく積極的平和主義」に基づく方針を展開するという、今日に至るまで政府によって繰り返し強調されているキーワードがこのときに整理された形で出てきているわけです。

これを受けて、2015年4月には日米ガイドライン、日米安保条約に基づく日米両組織の協力関係についてのガイドラインが改訂されました。

これによって、いくつかのポイントを書いておきましたけれども、いわゆる平時から日米両組織が密接な関係を保って共同行動するという方向が一層明確になってきました。

情報共有という点について言えば、その前の年に特定秘密保護法が施行されておりますけれども、これは様々な文脈があると思いますが、1つには、日米間で情報が共有される。つまり、アメリカから日本に情報が提供されるということを前提に、そのためには日本側で秘密保護のシステムを強化する必要があると、こういう文脈があったと思います。

そして昨年、いわゆる安保法制が制定されました。詳しいことは省略いたしますけれども、レジュメに書いた3項目ぐらいを通じて、全体として国外で自衛隊が武器を使用する可能性が少なくとも法的には広がったということが言えるだろうと思います。

要約的に自衛隊法3条の自衛隊の任務の項目だけ引いておきましたけれども、従来は、「直

接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛する」というふうになっていたところ、この「直接侵略及び間接侵略に対し」というところが削除されました。これが先ほど言ったような事情のもとで、このような枠組み、枠づけというものが窮屈になってきたということを示していると思われまます。これが第1点です。

第2点としては、産業政策としての防衛装備（武器等）の開発ということが新しい論点となってきました。

先ほどちょっと言及しました「武器輸出三原則」から「防衛装備移転三原則」へと名前も若干変わりましたが、中身が、原則禁止で例外的に承認していくという枠組みから、基本的には、承認した上で部分的に禁止、あるいは認める場合も審査をするというシステムに変わったということがあります。

それを受けて「防衛力の綱」などが間にありますけれども、防衛省から「防衛生産・技術基盤戦略」というものが出されて、その中で、資料①にありますが、大学や研究機関との連携強化ということが打ち出されております。

そして、去年10月に防衛装備庁が発足いたしました。

大学へも関わりが増えてきた背景として、3番目に一応独自に立てておきましたのが、今日あるいはこの委員会全体の大きな論点の一つになるであろう、民生技術と軍事技術との区別の流動化、いわゆる「デュアル・ユース問題」ということが様々なところで強調されております。

これが何を意味するかということですが、ここでは2つの側面を、関連しておりますけれども、述べておきました。

一方では、技術流出に対する規制の強化という問題です。もともとはC O C O Mから出発していると思えますけれども、現在では、外為法に基づく「安全保障輸出管理」という制度がつくられていて、要するに、安全性を脅かす国家やテロリスト等の懸念活動を行うおそれのある者に技術が渡ることを防ぐための仕組みということで、貿易管理ということになります。

これについて、資料②では、文部科学大臣が大学等に宛ててこの問題について十分注意するようという文書が出されております。それを2枚のものでございますけれども、付けておきました。

これを受けて、資料③は、大学関係の幾つかの機関が連名で、今の仕組みではいろいろ不透明な点がある。例えば、留学生とか外国人研究者に関わることでございますけれども、6カ月滞在をすると、非居住者から居住者に移る、そうすると、この移転対象の縛りがなくなるということになるのだけれども、居住者と非居住者との区別が明確と言えるかどうか、あるいは基礎研究というものの定義が、果たして基礎と応用ということを峻別することによってよいかどうかといったよ

うに、現実の現場では不透明な点があるので、明確にするようにという要望書が出されているということです。長い文章のごく一文ですけれども、抜粋しておきました。

それが一つ起こってきている問題ですが、もう一つは、我々の委員会の中心的な検討課題である、軍事技術の高度化の観点からの民生技術への関心が寄せられ、大学等へのアプローチが始まってきたということだと思います。

そこで、2番目に〈軍事〉と〈学術〉との接近という問題ですけれども、資料④、防衛装備庁の2011年の文書、これは長い文章の一部分ですけれども、これを付けておきました。要するに、財政事情が厳しい状況の中で、1つは、「内部資源」について「選択と集中」を行う必要があるということと並んで、「外部資源」を積極的に活用することが重要であるということが指摘されております。「外部資源」というのは、つまり、大学や研究独法等との技術交流を促進する必要があるということがこの中では端的に指摘されております。

そして、レジュメの3ページの一番最後ですけれども、「技術交流」の日付が2008年と書きましたが、その後調べた文献によりますと、平成13年（2001年）から始まっているという記載がありましたので、これは御訂正いただければと思います。2001年からということです。

そして、具体的には資料⑤に、これは防衛装備庁関係の最近出された解説書の中で一覧表として上がっているものを付けておきました。時系列の逆順になっておりますけれども、平成18年からになっておりますが、最近までの期間とテーマですね、これが書かれております。こういうものを行うに当たって、共同研究協定というものを締結するということになっているようです。

そこで、「外部資源」の積極的活用へということになってきますと、その外部に当たるところが受け皿としての条件を整える必要があるということになってくると思います。

そこで、1つは宇宙航空研究開発機構法ですね、いわゆるJAXA法の改正が2012年に行われまして、「平和の目的に限り」となっていたところが文言が若干変わりました。「平和」という言葉自体がなくなったわけではありませんけれども、宇宙基本法の参照を求める形で、宇宙基本法で「我が国の安全保障に資する」ということになっていますので、「平和」という概念から「安全保障」という方向にその目的のシフトが行われたのではないかというふうに考えております。

大学については、自律性を前提としておりますし、それから直接的に、例えば「平和」云々ということについて明示した法的なものがあるわけではありませんので、法改正ということが問題になっているわけではないと思います。いわゆる「軍事研究」については、各大学

の慣行等に委ねられてきているというところだろうと思います。

そこで、そのような状況を踏まえた上で、3番目に、今回特に中心的な検討対象である、「安全保障技術研究推進制度」が去年発足いたしました。

資料⑥は、最初の初年度に当たる平成27年度の概算要求に向けて、防衛省の当時の技術研究本部が作成した概要の一部分です。この下の方に、「本制度のメリット」というのがあります。2ですけれども、これまで防衛分野でつながりがなかった大学や企業等が参入する端緒になる可能性があるということで、大学等とのつながりをこれを契機に広めていくという意図が書かれております。

そして、第5期科学技術基本計画、今年度から始まったものですが、この中で「国家安全保障」についての位置づけが行われました。

膨大な文書ですけれども、資料⑦にその部分だけを付けておきました。下の④がそれです。

ちなみに、その上に「サイバーセキュリティの確保」という、より長い項目がありまして、「国家安全保障」の問題とは別の項目として独自に位置づけて入れられております。

それから、ついでに言いますと、そういう中で自衛隊ということが1967年段階と比べて前面に出てきているわけですが、従来からの米軍資金問題も継続しております。前回は紹介いただきましたけれども、ロボットコンテスト等々の動きがこの間もあるということです。

そこで、以上を踏まえて「検討すべき問題の特定」ということです。

これについては、実はこの間、様々な言葉が学術会議自身も使われておりますので、少し整理が必要かなという趣旨で、最終的には、なぜ整理するかというと、この検討委員会で何を検討するかという、その検討の対象を特定するという趣旨で書きました。

まず、〈戦争〉と〈軍事〉ということですが、形式的なアプローチをしますと、日本は戦争を放棄しております。したがって、少なくとも日本については国家行為としての戦争は存在しないし、自衛隊は軍隊ではないということになっておりますので、そうしますと、〈戦争〉〈軍事〉というものがそもそも日本には存在しないということになります。それではこの委員会をつくった趣旨がないということになるわけで、委員会をつくったということは、こういう形式的なアプローチをとっているわけではないということになるだろうと思います。

そうすると、実質的に考えざるを得ないということになりまして、公式の文書では「防衛」という表現が使われておりますけれども、「防衛」と呼ばれる〈軍事〉が存在し、実質的な〈軍事組織〉が存在するということを前提として議論するほかはないという点が1点目です。

2番目が、先ほども言いました〈安全保障〉という概念と〈軍事〉との関係です。

〈安全保障〉の概念は、非常に近年多用されており多義的になっております。食料安全保障、人間の安全保障、それからサイバーセキュリティも一種の安全保障だと思えますけれども、様々な用法がありますので、何から何を、いかなる手段で守るかということについて、それぞれの安全保障に則してあるわけです。

例えばサイバーセキュリティについて言いますと基本法ができておりまして、かなり包括的な定義が与えられており、かなり包括的な課題が示されているということです。

そういう中で、「軍事的手段による安全保障」というものについては、明確な輪郭が存在すると考えることができるだろうと思います。つまり、防衛省及び自衛隊という軍事組織が——防衛組織ですけれども、軍事組織が存在するということですね。もちろん外国の軍事組織というものもありますので、安全保障の概念の中でも、一定の領域というものを切り分けて対象とすることができるのだろうと思います。

そこで、なぜ「軍事研究」を問うのか？

「軍事研究」という言葉については最後に述べたいと思えますけれども、まず第1番目には、「軍事は人の殺傷の可能性を前提とした国家行為」であるということです。

防衛装備移転三原則で、「武器」という言葉が原則から消えたのですけれども、「防衛装備」の定義の中に「武器」及び「武器技術」というものがはいつております。武器とは何かという議論もこれまで行われております。

そして、「武器」について言いますと、殺傷能力の水準については限界がない。これは、つまり相手側が能力を高めれば、こちら側もそれに対応して高めていくという、そういう関係にありますので、それ自体としては限界を設けることは困難である。近年の内閣法制局長官の発言、これは憲法論ですので、直接どうすべきかということを行っているわけではありませんけれども、核兵器も憲法上は持ち得るという見解が政府の高官から示されております。ただし、特に非人道的なものについては国際的に禁止されている。つまり、お互いに禁止しないとなかなか一方的に禁止することが難しいということなので、条約を通じて禁止することになっていて、化学兵器については禁止条約があり、国内法がそれを受けているということになります。

そうしますと、問題は、武器をどう考えるかですけれども、武器とその使用目的についてどう考えるかという問題が出てきます。武器そのものに、攻撃用と防御用との区別をつけることができるかということで、これはいろいろな文書などがありますが、とりあえず先ほども出しました資料⑧ですけれども、防衛省技術研究本部の概算要求の概要という文書の中で示されて

いる一例ですね。これは、今度の研究推進制度の対象というわけではありませんで、既に技術を具体化するために概算要求しているものですが、パワードスーツというものが挙げられています。これは、介護の現場なども使えそうな、文字どおりデュアル・ユースを想起させるようなものですが、こういうものの研究を行うということが概算要求されているのですけれども、この真ん中辺の説明の中に、本研究により隊員の防御力、攻撃力、機動力を大幅に向上させることが可能となるということになっていて、これ自体は防御の力にも攻撃の力にもなるという説明が付けられています。

もう一つ、武器との関係で問題になるのは6ページ目ですが、それ自体としては殺傷を目的としていないけれども、武力行使のシステムの一部を構成している、例えば、通信関係のもの、こういったものをどのように考えたら良いかということが、「防衛装備」あるいは「防衛装備品」とは何かということと関連して問題になり得るだろうと思います。

ちょっと時間の制約でレジュメに書いてあること全部読むことはできませんが、まずその点が1点目です。

2番目は、軍事は「敵味方」の関係を事実上想定しているという領域だろうと思います。つまり、「味方」にとって有用なものを「敵」には渡さないという論理が適用される領域だろうと思います。その意味で、公開性・透明性を原則とする科学研究との間では、何らかの緊張関係に立っているという領域ではないかと思われます。これは後ほど、この点については触れたいと思います。

3番目、軍事研究は研究のあり方に影響を及ぼす可能性がある。今言った2つの点と密接に関係していますけれども、研究の正当性についての倫理的問題を伴う、公開性が制限される領域が生じ得る、政策的に位置づけられた場合には研究資金のバランスに影響を与える可能性がある、ということが考えられるのではないかと思います。

そういうあたりが、なぜ「軍事研究」を問題にするのかという理由であると仮にするならば、検討の対象となるべき「軍事研究」の定義のようなものを仮にするとすると、これは仮にのものであって、様々な考え方があり得ると思いますけれども、例えば、「軍事的ポテンシャルを高めることを目的とする研究」、あるいは「軍事組織と協力し、またはそれに支援された研究」というものを軍事研究として考えることができるのではないかと思います。

この項目の最後に、日米の社会的文脈ということについて触れておきたいと思います。

アメリカは、軍事が社会に深く埋め込まれた社会であるように思います。現実には、地域限定のない軍事力を展開・行使しております。それから、軍需を中核とする産業・企業が発達して

おります。それから、研究面では、軍関係機関による研究資金の大規模な配分が行われております。これは、幹事会の懇談会での発表の中でも指摘されたことですが、アメリカでは、日本で問題になっているような軍民両用技術を特に問題にするという意味での問題としては問われることが少ないようです。それに対して秘密の確保は重視される。したがって、貿易管理を厳格にするということが必要になりますし、それから、秘密と関連して「秘密特許」という制度もあるということです。

したがって、公開性ということは大変重視されますので、基礎研究と応用研究の区別ですね、ファンダメンタル・リサーチとアプライド・リサーチの区別ということはかなり重要な論点になっているという指摘がありました。

そういうアメリカと日本が接近してきているのではないかと考えられます。しかし、日本は憲法9条を持っている社会であり、社会的文脈は、少なくともこれまでは異なっておりました。そういう両国が接近することをどう考えるか。これは、政治や政策の問題であります。これは政治家の問題という意味ではなくて、国民が判断すべき問題だと思いますけれども、これを科学者としてはどう考えるかということが2番目の、今の状況をどう考えるかという点については問題になるのではないかということになります。

あとは、より具体的な問題なので、少し急いでお話をしていきます。

まず、デュアル・ユースですが、「デュアル・ユース」の意味については、科学の成果がどのように利用されるかについては、一般的には事前に予想することができない。デュアルどころか、どういうユースになるかどうか分からないということについては、恐らく多くの方は一致できる点ではないかと思えます。

その上で、「デュアル・ユース技術」というふうに近年言われている場合には、技術は既に利用についての方向性を多かれ少なかれ既に持っておりますので、どういう、何のために利用するかということが中身が含まれているわけです。

そして、「デュアル・ユース技術」という言葉が使われるときには、既に「軍事技術」と「民生技術」との両用性あるいは両義性がデュアル・ユースという問題設定の前提となっているというふうに考えることができます。

資料⑨は、先ほどもちょっとありました、防衛装備庁関係の解説書の中で、デュアル・ユースの防衛技術、民生技術との関係について図示したものです。左側に民生技術が書いてありますけれども、いわゆるスピノフとスピノンの意味が書いてあります。オン、オフという言葉にこだわるとすれば、オンとオフとは軍事技術の側から見ているわけで、軍事から民生にオ

フしていくものがスピノフという位置づけになると思います。

そこで、その次、科学者の側から見てデュアル・ユースをなぜ問題にするかということですが、科学者のあり得べき立場としては3つ考えられるように思いました。

①つは、科学の成果の利用については科学者の責任の範囲を超えるので関知しない、という立場があり得るだろうと思います。

②番目に、科学研究の成果の利用の両義性について自覚をし、必要があればその利用の仕方について発言する、あるいは行動する必要がある、とする立場。これは、前回も指摘がありましたパグウォッシュ会議などがスタートしたということは、そのような認識を背景にしていると思われま。

③番目、科学研究の成果の利用の両義性について自覚するだけではなくて、好ましくない利用のされ方をする可能性がある場合は、研究ないし研究発表そのものを抑制する必要がある、とする立場が考えられます。

日本学術会議のこれまでの立場は、2つの総会声明で見ると、少なくとも①は退けてきたように思います。

「科学者の行動規範」の中で「6」というのがありまして、これが関連している項目かと思えます。ここでは、「研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。」という言葉がありますので、③を考慮しているように読めなくもありません。ただ、この科学者の行動規範自身は、直接的には鳥インフルエンザ問題が契機になっておりますので、軍事研究は主題化されていないように思えます。「破壊的行為」とか「悪用」という言葉は、どうも国家の行為としての軍事というものを想定している文言のように見えません。

したがって、この「科学者の行動規範」6は、手がかりとしては意味があると思えますけれども、答えがここで与えられたというわけではないだろうと思います。

というわけで、科学の成果の利用の両義性は、倫理的判断の問題を伴うということになります。

そこで、安全保障技術推進制度の場合ですけれども、「デュアル・ユース技術」へのアプローチについては、ここに書いてあるとおりでありまして、防衛技術に適用可能な技術というものを探るということです。

資料⑩というところに、先ほどから述べている概算要求書の一部ですけれども、「研究開発の流れ」というのがありまして、最終的には装備として具体化するということに至るプロ

セスについて、防衛装備庁の整理が書かれております。安全保障技術研究制度は、その初発のところの「技術研究」の更に初発のところにつけられるということになっております。

いずれにしても、最終的には装備化するということを目標とした一連のプロセスの出発点のところに位置づけられているわけですので、この科学者の行動規範にある意図に反して悪用される、「意図に反して」というケースには該当しない、目標が明示されているということになるだろうと思います。

そして、研究者に対してそのことを踏まえた上で、文言は省略しますが——これは公募要領の文言の一文を引いてあります——スピノンについては「分離」を強調していると思います。

つまり、防衛装備品そのものの研究開発ではない。防衛装備品そのものの研究開発は防衛省において引き続き行う。600人の研究者がいると言われておりますけれども、そこで行っていくということが前提になっておりまして、両者は別であるということが強調されております。

スピノフの方については、その次のページですけれども、いわば「連続」を強調しております。防衛装備の研究が民生にも生かされることを期待することが強調されております。

2007年から2008年にかけて公募要領の文言が若干変更されておりますけれども、新しい公募要領でも、民生への利用ということが強調されております。

もう一つは、その次の「・」ですけれども、基礎研究と応用研究という文脈の中で、この研究は、アンダーラインを引いたところですが、「技術志向型の基礎研究」が主な対象である。ですから、純粋な基礎研究とも違う、やや応用を向いたような技術志向型の基礎研究ということになっております。ただ、ちょっとここは入り組んだ表現ですけれども、いわば純粋な基礎研究もあるので、ここでは、応用先を直接指示することはしないという文言に28年度の公募要領ではなっております。

研究テーマ選定の観点というのが、27年度の公募要領では書かれていて、そこでは、「防衛装備」ということが明示的に書かれており、書いた上で一連のテーマが列挙されていたのですが、2008年では、この①、②、③は削除されております。資料⑩を後で御覧いただければと思います。

以上がデュアル・ユースです。

次に、学術の公開性ですけれども、これについては、直接関係するのは「科学者の行動規範」の5です。これは、公開だけではなくて、いろいろ含蓄のある内容を実は含んでいるように思いました。3項目に分けて書いてあります。

問題は、先ほど言いましたように、〈軍事〉は最も秘密性の高い国家行為であって、それが多かれ少なかれ正当化されている領域でもあるということです。

そこで、9ページに入りますけれども、というわけで、〈軍事〉と〈学術〉とは潜在的には緊張関係に立っているというふうに見る必要があるだろうと思います。

安全保障技術研究推進制度の場合には、成果の公開ということが強調されております。「成果の公開を原則」とするということが強調されております。

それから、もう一つは、防衛装備庁が保有する情報あるいは施設の利用です。防衛機密に当たるものは提供しないけれども、場合によっては、防衛装備庁が保有する情報あるいは施設の使用を提供しようとするような研究は避けるけれども、研究の途中でそれが有効であると認められた場合には、別途利用について調整する。したがって、「特定秘密」、「特別防衛秘密」については提供しないけれども、防衛装備庁が保有するその他の情報・施設の利用については考える余地があるということが定められております。

したがって、「原則を公開」とすることが強調されておりますが、普通の領域であれば、これでよいかもしれないのですけれども、秘密性の高い領域だけに、原則が破られる可能性についての吟味が必要ではないか。例えば、「防衛装備庁が保有する情報・施設」の利用と公開性との関係はどうなのか。あるいは、POですね、プログラムオフィサーによる、いわゆる「進捗管理」はどのように行われるか。「例外」を設ける場合に、どのように要件で、どのように判断するかということが問題になるかもしれません。

資料⑬をちょっと御覧いただきますと、これは正にこの制度について防衛省の関係者の方が解説した論文です。資料⑬の上の図ですけれども、この図の中では、プログラムオフィサーの役割が書かれておまして、プログラムオフィサー、POは「防衛用途への応用という出口を目指して、研究委託先と調整」を実施するというので、下の箱では、「研究委託先の状況を把握し必要なサポートを実施」する。サポートをするためには、それなりのステータスのある人でなければいけないので、POになる人は、大学であれば研究室長レベルの人を当てるというふうに書かれております。

その次が5番目、科学者が所属する研究機関や学協会の立場はどのようなものであるべきかという問題です。

これは、要するに、科学者の倫理や社会的責任の問題です。

ここで直ちに問題になるのは、恐らく研究の自由という問題だと思います。

研究の自由は絶対的なものか？\_\_これは前回も若干指摘がありましたけれども、既に研究の

自由は様々な制約を受けている。代表的なのは、生命倫理の分野で法的な規制もありますし、審査システムをつくられているということになります。

これに対して、規制に対する批判が考えられます。これについてはどう考えるかということも、この検討会では議論しておく必要があるだろうと思います。例えば、国内における規制は国外への流出を引き起こす可能性がある。あるいは、これは政治レベルで強調されている点ですけれども、国費が投入されている以上、国益のための研究は規制すべきではないのではないのか。これは、研究の自由の擁護とは異なる文脈ですけれども、こういうことも言われております。こういうことをどう考えるかということが問題になるように思います。

資料⑭が、そのものずばりの表現ではありませんけれども、そのような趣旨を書いたものです。

そこで、これらの問題を考える上で、科学者コミュニティはどのような役割を果たすべきかということが問題になります。

私は、ちょっと波線を引いたのは強調したいという趣旨なのですけれども、「問題の所在を常に意識し、持続的に議論を行えるような環境を形成する役割」が少なくとも科学者コミュニティはあるのではないかと思います。

より具体的にどうするかということについては、様々な考え方があり得ると思います。例えば、行動規範を提示するということが考えられますし、その上で、個人の判断に委ねるのか、組織として対応するかという問題が出てくると思います。

そこで、組織の中で大学を取り上げてみますと、大学は学問の自由を擁護しながら、他方では、学問のあり方について自律する主体として存在している。具体的には、教育研究組織でありますので、研究は施設等を利用して行われる等々ということで、個人でぽつんと研究しているわけではないわけです。今日では、外国人研究者や留学生も存在するというものが大学という組織の今日のありようなわけです。

そこで、審査を仮に行うとした場合に、どういうことが考えられるかということについて一言しておきました。

1つは、制度の「入口で」判断するという考え方です。例えば、制度の目的、資金源、公開性が担保されているかどうかという基準を考えて、そこで制度そのものを判断するという考え方もあると思います。それに対して「中に入って」、つまりは、その制度を使ってアプライしようとする個別案件ごとに判断するという考え方もあり得るだろうと思います。

安全保障技術推進研究制度の場合は委託研究でありまして、大学の機関の長が判こを押すと

いうことになっておりますので、不可避的に研究機関としての判断が求められるという仕組みに既になっているわけです。

いずれにしても、根拠や基準が問われるということになります。

大学についてどうかといいますと、既に規則を備えている事例、それから行動規範等をこの間の動きに即して補充した事例を、ほかにもあると思いますけれども、私の気づいた範囲内で3点挙げておきました。

学協会については、よく知られているのは、日本物理学会の例です。1967年に、「内外を問わず、一切の軍隊からの援助、その他一切の協力関係を持たない」という決議を行いました。これについて、1995年に決議の取扱いについての取り決めがなされまして、運用の指針が出されました。その結果、明白な軍事研究と判断される場合を除き学会発表その他は自由である、あるいは出版物における投稿は自由であるということ。それから、主催組織が軍関係である場合には協力を断るということになり、そして「明白な軍事研究」、あるいは「軍関係団体」であるか否かについては理事会が判断するという事になったようです。

資料⑱につけておきましたけれども、当時の会長でしょうか、理事長でしょうか、の説明の中では、明白な軍事研究とは何かということについて、「武器の研究」ということが書かれております。

もう一つは、物理学と並んで軍事と学術と関係が深いと思われるのは医学だと思いますけれども、医学については、社会医学会というところで近年、雑誌投稿論文をめぐって若干議論があったということが分かりましたので、資料は付けていないのですが、言及しておきました。

最後に、研究資金をめぐる全体的な動向という視点からどう考えるかという問題です。

これは十分な検討ができておりませんので、ほとんど項目だけなのですが、まず、研究資金についての動向について言いますと、大学への要請は、今日の議論の文脈から言うと、非常に粗っぽく要約すれば次のようになるかなと思います。

基礎研究の主要な担い手として引き続き期待する。そして、基盤的経費、国立大学の場合には運営費交付金ですけれども、これの依存度を減らして、外部資金に比重を移すようにと、これが特に財務省からは強く求められている点です。3番目、大学を他から隔てている——他というのは企業や研究独法などが含まれると思いますけれども——資金面、人の面あるいは制度の面での「壁」をなくして風通しをよくするようという事が求められているように思います。

そういう状況の中で「デュアル・ユース技術」の研究の拡大が主張されております。

新聞報道で、100億円規模にするようにということが与党から出されたということが紹介されました。実は、初年度は3億円ですので、非常に一挙に33倍という驚くような額のように見えますけれども、もともとの防衛技術研究本部の概算要求では、初年度20億で3年間積み上がると60億という概算要求になっておりました。20億が3億になってスタートしたわけですので、それほど驚いたような額ではないのかもしれませんが。

その他のプロジェクトでも、デュアル・ユースという観点から注目すべきだということが様々な文章の中で指摘されておまして、この中で特に「I m P A C T」というプロジェクトが様々なところで言及されております。

資料⑱、⑳、㉑につけてありまして、㉑がI m P A C Tの説明ですけれども、この中でプログラムの特徴という項目がありまして、ここでアメリカの、いわゆるDARPAというのでしょうか、国防高等研究計画局の仕組みを参考にするということでDARPAが出てくるということになります。

そして、そういう方向をより推進するために司令塔を設ける必要があるということが与党から提言されております。具体的には、科学技術イノベーション会議、現在はここにあるような議員によって構成されておりますけれども、この中に防衛大臣が議員として参加するようすべきではないかということが提言されております。したがって、このデュアル・ユースを媒介として防衛技術の存在感というものが大きくなりつつある気配があるということが1点目です。

そういう状況の中で、今回のこの制度に研究者はどのように向き合っているのか、特に、応募した研究者はどのような考えで応募したのかという問題があると思います。これについては、メディアなどで若干のコメントがありますけれども、全体像は必ずしも明らかになっていないとは言えません。

最後に、それでは、軍事研究の拡大は学術にどのような影響を与えるかということが問題になると思います。これについては、少なくとも2つ素材があると思います。

先ほど言いました、国防高等研究計画局の役割を含む、日本が参照しようとしているアメリカの経験をどう見るかということが1つです。

もう一つは、戦前の日本の経験から何を酌み取るかということです。これは、先ほどの冒頭の1950年あるいは1967年の決議をどう今日受け止めるかという問題に循環してくるということかなというふうに思います。

大変長くなってしましまして申し訳ありません。

○杉田委員長 小森田委員、どうも大変お疲れさまでした。この委員会の設置目的の検討項目に沿う形で、適宜、関係資料を提示していただきながら、大変綿密に問題提起していただいたというふうに思います。恐らくこれは今後の本委員会における議論の中で参照されていくということになると思うのですが、本日若干時間をとりまして、今の御報告に関しまして少しフリーディスカッションをしたいと思いますが、どなたか御発言ございますでしょうか。あるいは質問等も含めてですが、いかがでしょうか。

どうぞ、大西委員。

○大西委員 大変詳細に整理をしていただきまして、ありがとうございます。これからの議論の、私としても出発点として貴重な報告だったのではないかというふうに感想を持ちました。

それで、いろいろ論点はあると思うのですが、小森田先生の今日の報告自体の中にも論点があるかと思うのですが、デュアル・ユースについて少し、前回の会議で私も多少整理したことを申し上げましたけれども、今日の小森田先生の御報告では、軍事と民生というデュアルという捉え方だと思うのですが、学術会議では、今日の資料だと、資料2の割と最初の方に、デュアル・ユースに関するレポートがあります。

下のページで4ページから、「科学・技術のデュアル・ユース問題に関する検討報告」というのがありまして、これが、この報告を受けて科学者の行動規範の改訂の当該部分、さっきの第6というところの付加が行われたということになるのですけれども、その中では、デュアル・ユースが必ずしも民生と軍事というふうに分けていなくて、「用途の両義性」という言葉で日本語が与えられていて、簡単に言えば、善用と悪用がある。本来の意図で科学技術が開発されないで悪用されるケースがあるので、それについての科学者の責任ということが問われているのです。だから、そうなると、民生か軍事かということではなくて、民生の中にも、使い方によってはそれが大量破壊とかに使われる可能性のある技術というのがある。そういうことについてデュアル・ユースは問題にしているということなので、それ以外のデュアル・ユースの定義も国際的にはあるようではありますけれども、学術会議は民生、軍事とは違う定義をしているということで、社会一般では民生、軍事というのがむしろ多い、流布しているというふうに思うのですが、最後にまとめをしていくときに、少しそこは、これまでの学術会議の考え方をどういうふうに引くのかということに注意が要るかなというふうに思いました。

○杉田委員長 ありがとうございます。今の点なのですけれども、今、大西委員の方からも御指摘があったように、従来の学術会議におけるデュアル・ユースというのは、意図した良い目的に使われる場合と、意図せざる悪い目的に使われるという話なのですが、この話を今私ども

が検討課題としております、軍事研究云々（うんぬん）あるいは防衛研究でもいいのですが、の問題と絡めますと結構、むしろ事態は混乱する可能性というのは私はあるように思います。というのは、この軍事、民生の区分というのは別にどっちがいいとか悪いということでは基本的にはないわけでございまして、要するに、軍事目的で開発したものがシビリアンに使われる。これはさっき言ったスピノフで、一方、シビリアン目的で開発した技術が軍事目的に使われる、これはスピノンというふうに言っているようですけれども、いずれにしても、要するに、一概にどちらかが正しい目的で、どちらかが善用で、どちらかが悪用だということではない。要するに、異なる領域の間で転用が起こることなので、かつて議論したデュアル・ユース問題とは、今、大西委員自体も、ちょっと違う座標軸だというような御説明だったので、いわば、直交する座標みたいなことかもしれないのですが、この問題を絡めることによって、つまり、この2つの異なるデュアリティの概念を交差させる方が問題が解明できるのかどうかについては、私は今必ずしも積極的ではないのですけれども、このあたりについては何か御発言ありますでしょうか、ほかに。

○安浦委員 直接的ではないのですが、同じような問題として、4ページのところで、戦争、軍事、安全保障ということを非常にきれいにおまとめいただいているのですが、この軍事というものは、国家的行為としての軍事というものを想定しているというふうに見えるのですが、現在の状況において、具体的に言えば、ISのような、国家であるかどうか分からない、そういう集団がやはりいろいろな攻撃を行ってくる。それ自身は、物理的な攻撃だけではなくて、実際に、前回も申し上げましたようなサイバー空間においてはものすごい数の国の安全、国民の安全に関わるレベルの攻撃がなされているという、そういう現状を踏まえたときに、この国家的行為というものが軍事の定義に必要なのかどうかという、その点もちょっとお伺いしたい点で、良い、悪いという今の大西委員のお話とともに、国家というものの存在というものが意味を持つのか、持たないのかという、その側面も議論しておく必要があるのではないかというふうに思います。

○杉田委員長 小森田委員。

○小森田委員 御指摘のような問題はあると思います。そのことと国家というものの存在が、特別に意味を失ったことになるかどうかは別の問題ではないかということが1つと、もう一つは、そういう非国家的な主体が、事実上、軍事行動の主体となって攻撃をしてくるという問題状況は、私たちの検討課題にとってどういう意味があるだろうか、何か新しい論点を付け加えるだろうか、あるいは新しい考え方を付け加えるだろうかということは議論する必要があると

思います。

私は、とりあえず国家ということでターゲットを限定することによって、様々な問題が見えてくるということからスタートするということが良いのではないかという整理を今日はしました。おっしゃった点は議論の中で十分、サイバーの問題を含めて明らかにするべきかなと思います。

○杉田委員長 どうぞ。

○山極委員 デュアル・ユースという問題、大西委員のおっしゃったように、違う定義があり得ると思うのですが、そもそもこの委員会の発足した経緯からすると、やはり装備庁の公募ということが発端になっておりますから、装備庁が言っているデュアル・ユースということに限って、その線に沿って話を進めるべきではないかと1つは思います。

それから、国ということですが、これもこの議論の発端からすれば、国の政策、国の対策といったものに限って我々は議論するべきではないか。もちろんいろいろな形の技術開発等々ありますし、それが人間の安全保障に関わる問題であるということに関する論点は多々出てくると思うのですが、国が対処すべき問題として、あるいは国がやるべき問題として、現政府が国と定義している部分、国の対策として考えている部分ということに関して、私たちがどういうことを言えるかという部分に限ってやらないと、あらゆる問題に発展してしまいそうな気がしますので、これは少し絞って議論を進めていただきたいなと思います。

○杉田委員長 多分、今問題になっている話というのは、戦争と犯罪があいまいになってグレーな部分が、実際には戦争のように見えるけど犯罪というふうに分かれているものがある。あるいは、軍事的なものや警察的のものとの境界があいまいになってきているということはいさば指摘されているわけなので、ですから、例えばそういうふうな問題は、非常にこの問題を考える上で重要だということになれば、扱われるべきだとは思いますが、とりあえず現在想定しているのは、国家の軍事的な部門ないしそれに類するものとの関係ということが主たる論点になっていると思います。

例えば、イスラム国から補助金を受け取っていかどうかということをもし議論するのであれば、それは相手が国家かどうかというのは非常に議論する実益があるのですが、そういうふうなことでないとしたら、相手はイスラム国ではなくて、れっきとした国であるという今の山極委員の整理も一つ考え得るのかなというふうに思いますけど。

それでは関連して、あるいはほかの点でも結構です。

大西委員、どうぞ。

○大西委員 少し整理をしておくと、まず、デュアル・ユースについては、それぞれの方が、自分はどういう意味でデュアル・ユースを使っているかというのがはっきりすれば誤解がないので、そこが重要なことと、私は、学術会議でこういう報告をつくって、行動規範もあるので、善用か悪用かというふうにもっぱら使うことになるかと思うのですが、軍事、民生というふうにする方もいると思うので、そのところの誤解がないようにすれば議論が成り立つと思います。

最後にどういうふうにするかというところで、過去に学術会議が出しているものについて、ここから我々が出す、例えば提言なりの中でどう書くのかということをもとめればいいのかと思います。

それから、今、安浦委員がおっしゃった点で、私は、山極先生がおっしゃったように、確かに国を今問題にしているわけですが、その国の自衛隊なりが行動を起こす相手というのが、必ずしも国ではない可能性があるわけですね。したがって、自衛隊の活動ということに関連してこうした研究が行われているということであれば、その自衛隊の活動が、防災はこの際別枠としても、軍事的な活動に相当幅が出てきているということは重要な点なのかなと。それは、国民もそういう意識も持っていると思うのです。その点を含んで議論していく必要があるのかなと思います。

○杉田委員長 今の点ですけれども、1つは、例えば警察から研究費を受け取っていいのかどうか。警察が研究費を募集して、それに対してどうして応募していいかどうかという話がある問題であるとすれば、警察と自衛隊はどこまで同じで、どこまで違うのかという、この領域の問題が1つ出てくることは事実でございますよね。

それから、今御指摘のように、相手方が必ずしも国家ではないという、ここは確かにそうなのですが、そういう問題は今後議論の対象になるかどうか1つ。

もう一つは、今、大西委員の御発言で前半の部分なのですが、もし、その善用、悪用という意味でデュアリティというものを考えられる場合、それでは、逆に、いわゆる軍事部門と民生部門の関係というのは、それはデュアリティの問題ではないと、どういう形で表現されることになりますか。

○大西委員 言葉遣いはどうするかは決めないと混乱するかもしれないけど、私は、軍事的な活動の中に、日本として憲法があるので、それを踏まえて考えると、悪用に当たることと、悪用には必ずしも当たらないことの一線があるのだろう。つまり、日本の軍事活動の中で、自衛と自衛でないものという線が引かれるのかもしれないけれども、そういう議論があるのだら

うと思っています。だから、民生と軍事というふうに分けたときに、それは善と悪とは必ずしも言えないと、さっき委員長もおっしゃいましたけれども、必ずしも言えない上で、では、どこかに一線があるのではないかという議論もあり得ると思うのです。

○杉田委員長 つまり2×2で考えるということですね。

○大西委員 それは直交はしていないと思いますけど。

○杉田委員長 分かりました。それは、ではまた次回あたり、デュアリズムの問題についてはかなり詳しく議論する機会を、やはり今日は全部議論し切れないと思いますので、そこで改めて議論できればというふうに思いますが。

今、デュアリズム関係でしたけど、他には何か小森田委員の問題提起……では、小林委員、お願いいたします。

○小林委員 小林です。

大変よく整理されたもので、ほぼスコープはここで大体閉じているような気がするのですが、やはり冒頭でおっしゃっていたように、あるいは前回は議論になったように、この学会のメッセージの意味なのですが、科学者としてというふうには小森田さんはお書きになっていますよね、どう考えるかという。そのときの科学者というのは誰のことなのかという問題で、防衛省の今回の公募の場面は、基礎研究に対するファンディングであるということを確認した上で、防衛省の方で引き続き応用研究等を実施するというふうに言っていて、その防衛省には600人ぐらいの研究者がいらっしゃるわけですね。その方々は、業務として応用開発研究をなさっているという、まず厳然たる事実があるわけです。その方々は、この我々の議論の中の科学者に含まれると考えるか、含まれないと考えるかというのは結構悩ましい問題でありまして、常識的には、含まれると考えるを得ないのかな。つまり、ここで我々が想定している科学者というのは誰のことを考えているのか。つい、大学関係者は、防衛省からのファンディングで、大学の研究者がお金を受け取って研究するという、この図式で考えているのですが、多分、科学者が携わっている研究というのは、大学を超えていろいろなところにいらっしゃいます。その方々がミッションとしてやっている事柄を我々はどういうふうに語ればいいのかという問題がどうも出てきそうな気がいたしますので、ちょっとそこをまず申し上げたい。

あともう一つは、これ、明らかにDARPA型を防衛省も意識しているわけです。DARPA型というのは、イノベーションのところで非常に評価の高いファンディングシステム。アメリカはマルチファンディングといいますかデュアルサポートといいますか、様々なファンディングシステムを持っているのですが、そのDARPA型の特色というのは、通常の大学の、こ

このレポートでいうところの伝統的な物理学者たちの研究活動とは大分違ったモードをやってみせている。つまりピア・レビューとか研究者のコンセンサスとかによって積み上げていくというタイプではなくて、POという方に非常に大きな権限を与えて、そしてリスクをとっていくというところに特色があるという、そういう研究スタイルです。

かつ、アメリカの防衛省のファンディングの中では、6.1、6.2というふうに番号がついていて、6.1というのが、いわゆるベーシックリサーチという言い方をしているわけですね。しかし、このベーシックリサーチは、例えば理論物理学者が考えているようなベーシックよりは、やはりユースに向かっているのですね。最近そういうのをユース・イン・スパイアード・ベーシックリサーチみたいな言い方をします。こういう言い方をすると、実は工学研究というのは大体そういうものではないかという議論になって、そしてピュア・リサーチというのは、そもそもユースを全く考えないという意味での自然の秘密の解明、純粋研究と、そういうふうになってくるわけですね。ですから、このDARPA型みたいなものをいろいろな場面で取り入れるという文脈の中でこの問題が出てきているというふうに考えなくてははいけません。それが2つ目。

3つ目は、これは軍事とか日米の社会的文脈という議論の中で出てくるのですが、6ページのところで(3)でお書きになっているように、アメリカというのは非常にユニークな国家です。全ての軍事動員力、開発力を一國で賄っている国というのは、かつてはどの国もそれを目指したのですが、現実にはそういうフルセット型の国というのは、アメリカと中国とロシアぐらいしかもうなくなってきているわけで、それ以外の国は、必ず何らかの多国間の連携の中で問題を立てざるを得ない構造になっています。そういう意味で、アメリカをモデルにしていくということの意味というのは、なかなか重いものがあるのではないかと。そういうことをやはり議論しておかないと、DARPA型の、それも成功事例のファンディングシステムだけを見ると、非常に成功例に見えるかもしれないというところがちょっと議論としては必要なのかなと思います。

7ページで、あり得べき科学者の立場で①、②、③というのをお書きになっていて、私、これは多分、大変大事な整理だと思うのです。

①は、でも、多くの科学者はこれに近い感覚を持っていることがあって、自分は研究をしているけれども、それをどう使うかは社会の問題であって、それに対して研究者は責任なんか持てないよという議論は、ある意味で楽といえば楽な立場かもしれません。

それに対して、それが失敗したのだという自覚から物理学者が②のようなことをやり、パグウォッシュ会議を行うということもありましたし、③型というのは、アシロマ会議などで生物

学者たちがやったスタイルかもしれません。

いずれにせよ、①から②、③というふうに進むに従って、科学者は倫理的で立派な人間であるべきであるという、そういうモードになっていくだろうと思います。そういうことを我々は、少なくとも声明というか、科学者は本来こういうことを考えるべきなのだよということを言うのか、それとも、現実の科学はそういうふうには動かなかつたよねという歴史をリアルに見るのか、そのリアルに見た上で、でもというふうに語るのかというところが問われるような気がいたします。

○小森田委員 一言だけ。ありがとうございます。小森田です。

一番最初に指摘された点、私も、これを準備する過程で悩んだ点でした。といいますのは、この問題を考えるときに参考になる前例として、生命科学分野の様々な議論があり、それが参考になるかどうかということを考えました。参考になるところもないわけではない。例えば、大学が規制する場合に、研究機関が規制する場合にどういう考え方でやるかというようなことでは、例えば方法を規制する、あるいは内容そのものを規制する、いろいろなやり方があるといったような議論があつて参考になりましたが、1つ違うかなと思ったのは、生命科学の分野では、やってはいけないというふうに決めた以上は、どこの機関に所属しようとしてやってはいけないわけですね。ですから、大学に所属しようとして、防衛省に所属しようとして、やっていいものと悪いものの区別ははっきりしている。

ところが、今問題になっているのは、おっしゃったように、例えば武器あるいは防衛装備の研究にコミットするかどうかということについて、仮に大学人はコミットすべきではないというふう考えたとしても、では、武器の開発そのものを丸ごと否定するのでもない限りは誰かがやっているということまでは射程が及ばないので、そうすると、名宛人の問題になってきて、我々はどの範囲の人間を想定して議論をするのかという問題になってこざるを得ないということで、実はもう少し生命科学については詳しく書こうと思ったのですけれども、ほとんどやめました、そういう難しい問題があるということが分かりましたので。ということで、御指摘のとおりだと思います。

DARPAの問題については、いろいろなところでいろいろな文脈で研究されているようなので、やはり我々としても、小林委員からお話を伺うのでもいいのですけれども、正確な知識、理解を得ておく必要があるかなというふうに、今日の報告を準備する過程でも思いました。

○杉田委員長 ありがとうございます。

私からちょっと一言なのですが、今日は1950年、1967年の声明について、かなりその経緯も

含めて詳しくお話がありましたし、本日資料としてもお付けしました1949年の、そもそも日本学術会議がつくられたときの声明、ここにおいても同様の趣旨を述べられているわけなのですが、特に、この1950年の声明等で、これまで日本の科学者がとりきたった態度について強く反省ということが書かれている経緯なのですが、つまり、それ以上語らなくても実際何が起こったかというのは共有されている前提があったわけですね。しかし、それが今なかなか発掘しないと見えてこないわけなのですけれども、要するに、国家によって学術が極めて強く動員されたという経験があって、それはもちろん日本国憲法の第9条の背景にももちろんあるわけですが、そういう共通の背景があったので、あれは、あれをしてしまったので、あれはしないようにしよう。しかし、その「あれ」ということについては詳しくは書いてありませんので、なかなか分からなくなるのですが、そこに思いをいたしますと、結局、現在私どもが考えるときに、歴史から何を見るかということなのですけれども、例えば、現在非常に抑制的な制度であるとして、それがそのまま私たちは抑制的に維持できるのかどうかというあたりが、この一つの検討の軸になってくるのかなというふうには思うわけです、現在の制度だけではなかなか語れないと。もちろん歴史というのは完全に繰り返すことはないわけなので、それは昔起こった話で、今は関係ないという議論もできるかもしれませんが、自衛隊発足以来今日まで、比較的最近までは抑制的に運用されてきたのだという考え方ももちろんあると思いますけれども、そのあたりの、いわゆる国策的なものと科学者との関係ということについて、科学者側がどこまで自律性というものをどうすれば維持できるのかというあたりが少し議論しておきたい点だと思うのですけれども、何かそのあたりも含めて御自由に。あと5分ぐらい。

では、井野瀬委員、山極委員の順で。

○井野瀬委員 井野瀬です。

私、この間、学術会議総会の議事録を幾つか読ませていただきました。今、委員長も言われたように、1950年から、その前でいえば、設立の1949年というのもそうかもしれませんが、そのときにも、実はいろいろな議論があって、文言の削除であったり修正であったり、それを議論する行間に何が問題とされているのかということが、決して一枚岩では全然ない。最初からです。最初からいろいろな意見があったということは、行間からも、言葉からも、しっかり読み取れます。

とりわけ1951年10月の第11回総会、すなわち1950年の声明が4月に出たわけですが、それから1年半後、1951年10月19日の決議ですが、第11回総会では、この「戦争を目的とする科学研究は絶対に行わない」という、この文言をめぐる、この文言があるがゆえに、

講和条約調印に際しての声明案というのが否決されています。

それからもっと言えば、先ほどから議論されている、例えばデュアル・ユースにしても、「デュアル・ユース」という言葉は使わなくても、軍事研究あるいは非軍事研究、軍事と非軍事、そのボーダーは一体どこにあるのか、そんなもの明確ではないだろうということは最初から出ています。

それから、名宛人の話もありましたが、学術会議のいう「我々は」という、我々が誰なのか、これもものすごく議論されています。

小森田さんの今日の論点整理の一番最後にもありましたけれども、そして、委員長が今、歴史から何を見ていくのかというところがありました。その議論は、実はそれほど単純なものではない、1950年に出て1967年まで出なかったという話では実はないという、そのところを見ていかなきゃいけないと思います。その間に研究資金が全く足りない、今よりも多分足りなかったと思います。そんなことも山ほど議事録の中から出てきます。私たちは、一体この委員会で何を議論すべきかというときには、この上に、こういったものの行間を読んだ、そこで出てきた議論の上に重ねていかなければいけない。今は何だろうかという、その部分を見ていかなきゃいけない作業はそれほど単純なものではないということを私自身考えていて、では、どこで、どういうふうに、何を表明すればいいのかということを探しているところです。

○杉田委員長 山極委員、どうぞ。

○山極委員 この最初の提言では、「我々」という言葉と「日本の科学者」という言葉を使っているわけですね。ですが、今はもっと人の移動も、それから国際的な人事交流も頻繁に起こっています。ですから、例えば、日本で非常にきつい声明を出したとしても、その日本の科学者がアメリカに行ってNIHの資金を得てシリコンバレーで軍事研究をすることは十分あり得るわけです。その場合、場所の問題というのが出てくる。日本の学術研究機関でそういうことをすることは戒めなくてはならないという声明になるのか、あるいは科学者というところに場所を問わずそういう研究に携わるべきではないという話になるのか、あるいは、これは再三言っていることですが、留学生の場合、短期、長期とあります。これは、小森田委員の御指摘にもございましたけれども、短期といえども、そういった研究の一端に触れて、それを自国に持ち帰って軍事研究に使うということは十分あり得るわけで、これは秘密保持ということで、これからすごく重要な問題になってくると思います。サイバーセキュリティの問題は特にそうだと思うのですけれども。そういう場合にどういうふうに科学者、あるいは科学研究の機会、場所というものを提起しつつ、私たちはそれを一つの合意としてつくるのか、これは非常に難し

い問題だと思うのです。ですから、そこをある程度イメージとして持つておかないと、せっかく何かきちんとしたものをつくったとしても、ほとんど機能しないという話になってしまいかねません。

いわゆる科学者の定義で、小林委員がおっしゃられた、防衛省は600人ぐらいの科学者がいて、これは防衛省以外でも産業界でもたくさんいるわけですね。その科学者という定義をどうするかです。例えば、科学研究費の申請番号を持っている、個人番号を持っている研究者に限るということになったとしても、多分捉え切れない話だと思うのです。ある程度のイメージを持つておかないと、これはなかなか難しい問題だなと私も本当に思いました。

○杉田委員長 それでは、どうぞ。

○岡委員 岡です。

科学者の定義ということに関しての質問に近いものですが、科学者の定義というのは、余り厳密にそもそもすることに意味があるかどうかということにちょっと疑問が私にはあります。

今回この小森田先生がまとめられた論点整理を見て私が強く感じたのは、「科学者の行動規範」という学術会議が発表したものが非常によくできているというか、学術会議というのが非常に高い理念を持って科学者というのはどういうことをする人かということを書いていると思うのです。

そういう観点から言うと、我々が科学者のバウンダリをきちんと定義をするというよりは、むしろ、学術会議がどういう人を科学者だと思って、どういう人に対してメッセージを発するか。特に、日本の学術というのを支えているような研究グループとかそういうものの集まりとして学術会議というのはできていると思いますので、そういうそれぞれの個別の学術分野を支えている団体の、ある意味での集合総体としての学術会議というようなもの。それから、この科学者の行動規範に書かれているような理念を具体化するような日本の科学者というふうに大きく考えた方が私は分かりやすいのではないかなというふうに思いました。

○杉田委員長 ありがとうございます。恐らく今の一連の御議論は、今後議論していく中で私どもが、例えば役所に対して何か提言をするのか、あるいは広く科学者に対して声明を発するのかといった名宛人の問題というのは、今後私どもが何をどのように求めるかということを議論していく中で最終的には決められていくのかなというふうに思いますので、現状では全て排除せず、広く捉えておいていいのではないかなというふうに考えております。

それでは、いろいろまだ御議論があるかと思うのですが、本日の小森田委員の論点整理を受けたフリーディスカッションはとりあえずここまでとさせていただきます。

では、引き続きまして、議題3に入らせていただきます。これは今後の進め方ということなのですが、今後の進め方については、幾つかのレベルで議論しなければならない、少し具体的な事務の問題と、それからもう少し内容に関わる問題と。最初に内容に関わる問題について2つほど議論したいと思います。

1つは、この委員会そのものでの次回以降の議題に関してなのですが、本日の論点整理、これは先ほど申し上げましたように、設置目的に沿ってまとめられておりますので、おおむねこれに沿って、しかも、今も大変多くの議論が出ておまして、いろいろ論点も多々あるデュアル・ユース問題あたりを最初の切り口としてはいかがかというふうに思うのですが、この点については何か御意見ございますでしょうか。次回あたり、デュアル・ユース問題を少し集中審議ということで、その後、公開性の問題ですとか研究資金の問題等、順次議論していくというふうなイメージで考えておりますけれども、何かございますか。

土井委員、どうぞ。

○土井委員 進め方に関して特に異議があるわけではないのですが、今、デュアル・ユースの次に学術の公開性に関してというお話がありましたけれども、1点気になっておりますのが、例えば、総務省などからプロジェクトを受けた場合でも、同じように届け出をしないと公開できないということもあり、そういう意味で、本日おまとめいただいた9ページのところで、そのあたりが問題だというふうに指摘されているのですが、この届け出て公開するということは、必ずしもこの科学技術、安全保障技術研究推進制度の問題だけではないので、少し調査をしていただいた上で、第3回のところで検討していただくのがいいのかなというふうに思います。

○杉田委員長 現在の諸研究に関する公開をめぐる制度、運用についてですね、これは調査するようにいたします。

そして、今のことも関係するのですが、内容に関わる2番目といたしまして、前回の第1回委員会でも、現在、大学等の研究機関において実態がどうなっているのかというふうなことを調査すべきではないか、そして、この学術会議における検討がどのように受け止められる可能性があるのかということについて調査すべきではないかという御意見がありましたので、これにつきまして、佐藤幹事、岡委員を中心に論点をまとめていただきました。これが資料4となっておりますので、これについて、では、まず簡単に御説明をお願いいたします。

○佐藤幹事 幹事の佐藤です。

今、委員長からお話があったように、前回、岡委員から、防衛装備庁の資金に関する大学の対応について少し調べて、それに基づいて議論すべきではないかという御指摘がありました。

それを受けて委員長からも、報道等で一部知ることはできるけれども、体系的に見る必要があるというリプライがありました。それに基づいて、今回、お手元にある資料4のような形で整理をさせていただきました。

大学・研究機関等を対象とした調査をすべきかどうかということ、今日は御議論いただければと思うのですが、調査の目的は、飽くまでも、この委員会の目的に沿って、「安全保障技術研究推進制度」に関する大学の対応等の実態を中心に、必要に応じて関連事項を含めて調査を行うことによって、今後この委員会の議論の参考資料を得るということになります。

調査の方法としては、この委員会の場に大学等の関係者をお呼びしてヒアリングをするという方法もあれば、あるいは大学等を対象としてアンケート調査をするという方法もあり得るのではないかと思います。

まず、大学等のヒアリングですけれども、今後この委員会でも様々な関係機関あるいは関係者のヒアリングを行うという可能性があり得ます。そうであれば、その一環として、大学等の関係者についてもヒアリングを行うことが考えられるわけです。

ただ、その場合に、ヒアリング対象は恐らく比較的少数の2ないし3の大学あるいは研究機関の関係者をお呼びすることにならざるを得ないのではないかと思います。

他方で、この問題をめぐっては、大学等の状況というのは様々、大学や研究機関ごとに異なるというふうに考えられるわけですので、そういったしますと、どういった大学あるいは研究機関をお呼びするのか、この点については少し慎重な検討をしていく必要があるのではないかと思います。

一方、大学等を対象とするアンケートを実施する方法も考えられるわけですが、この場合に、どういった大学や研究機関を対象とするのかということがまずもって問題となります。大学・研究機関の数は非常に膨大になります。事務局の方で、例えば科研費の交付を受けている大学・研究機関を調べていただきましたが、そうすると、おおよそ1,300近くの機関があるということが分かりました。そういったしますと、その全体を対象とすることはできませんので、何らかの基準で限定せざるを得ないわけです。1つの具体的な方法としては、科研費の交付金額が多い大学、上位と言っているのかどうか分かりませんが、100位あるいは150位くらいまでを対象とし、それ以外の国立大学を加えるという方法が現実的ではないかと思います。

ちなみに、事務局で調べてもらいましたが、上位100位の場合には、それ以外に国立大学31大学があるようですので、全部で131、150位で区分した場合には、ほかに国立大学20大学ありますので、170といったような形になるようです。そういったしますと、一応100番目まで

で区分して、131大学に実施するという方法があり得るのかもしれないと思います。

方法は、通常の郵送調査になろうかと思います。実査は事務局の方をお願いをしたいと思います。

宛先ですが、各大学あるいは研究機関の長宛といたしまして、アンケート用紙、調査票の返送自体は各大学・研究機関名で返送していただくことになると思いますが、集計の段階で機関名を表示するのか、あるいは表示しないのかということは一つの論点になろうかと思います。

一応、大学の率直な回答を促す趣旨で、匿名、集約の段階では研究機関名を非表示としてはどうかというふうには思っております。と申しますのも、後ほど調査項目について概略御説明を申し上げますが、主としてファクト、事実に関する調査ですので、この限りでは、必ずしも匿名化する必要はないのかと思いますが、一部意見なども伺う項目がありますので、そこについても率直な御意見を伺うためには、研究機関名非表示ということもあり得るのかもしれないと思います。あるいは、ファクトの部分は研究機関を表示し、意見に関する部分については非表示とするという方法もあり得るかもしれません。

めくっていただきましてスケジュールですが、最短ですと、本日の委員会でアンケートを実施することを御確認いただき、実際のアンケートの内容、調査票の内容につきましては、後ほどメール等で審議をお願いし、そして、夏休み中に実施をいたしますと、早ければ9月の委員会には何らかの暫定的な集約結果をお示しできると考えます。

このようなスケジュールが良いのか、ただし、大学はこれから夏季休業期間に入りますので、あるいは各大学等で少し準備の時間も必要かもしれません。そういったことを考慮して、もう少し余裕を持ったスケジュールにするかどうか、これも後ほど御審議をいただければと思います。

アンケートにどれだけの回答が得られるかということは現時点では予測をしがたいわけですが、各大学・研究機関がこの問題についてどのような考え方を持っているのか、あるいはどのような対応をしているのか、これは私たちにとっても非常に重要ですので、可能な限り、各大学の理解と協力を得るということになるのではないかと思います。

調査項目を4に示しておきました。これは、ヒアリングにお呼びするにせよ、アンケートを実施するにせよ、調査項目としては次のような点が候補になるのではないかと思います。ヒアリングの場合には、ヒアリングに合わせた形式、アンケートの場合には、調査票に起こしていくということになります。

第1点としては、「安全保障技術研究推進制度」について応募の状況、応募についての大学

等の方針、大学等の内部の審査体制、手続や基準等、そして、この問題について今後検討あるいは再検討する予定があるのかどうか、こんなことをお聞きしていくのかとっております。

さらに、「安全保障技術研究推進制度」の周辺に、この委員会で議論すべき点に関わってもう少し周辺の、あるいは関連する問題があるかと思えます。

「安全保障技術研究推進制度」以外の、防衛省や防衛装備庁あるいは米軍との研究協力の有無等につきましても、この機会にファクトを集めるということは重要なのではないかとっております。

第3点といたしまして、これは我々自身がどのような課題を担っているのかということを確認する意味で、1950年・1967年声明についての各大学・研究機関の考え方を知り、あるいは本委員会が今後どのような取りまとめを行っていくかということの手がかりを得るために学術会議への期待あるいは要望等も伺ってみてはどうかとっております。

参考資料といたしまして、1950年声明なり1967年声明を付すかどうかというのは、調査項目をどのように設定するのかということによって決まってくるのではないかとっております。

以上のようなことで論点を整理いたしましたので、ヒアリングあるいはアンケート調査を実施するかどうか、実施するとすれば、どのような方法、内容によって実施をすべきか、この点について本日御審議をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○杉田委員長 ありがとうございます。

岡先生、何か補足ございましたら。

○岡委員 岡です。

私が前回に提案したときにはヒアリングを考えていたのですが、その後のやりとりの中で、やはりヒアリングというのは非常に少数になるし、それから、今日、小森田先生がまとめてくださった資料の中に幾つかの大学の例というものも既に出ておりますので、その部分はそれでいいかなと思えますので、アンケート調査をやはりしていただくのがいいのではないかなというふうに思います。

○杉田委員長 ありがとうございます。では、今アンケート調査の方向で御提案があったのですが、これについて何か御意見等ございますでしょうか。

山極委員、どうぞ。

○山極委員 ここに学長が2人いるので、恐らくこのアンケートは学長に対して出されるのだと思うのですね。どの学長もみんな迷っているのですよ、言うならば、現実を言えば。審査委員会を作っているのかとか、応募したかどうかというのは数として分かるでしょうね。でも、

これまでに審査制度を設けて、どういう審査をやっているのだというようなことについて、はっきり答えられないと思います、ほとんどのところは。ある程度の審査基準を持ったり、あるいは内規をつくったりしているところもあるのですけれども、それを学長という名前で、あるいは大学としてどういうふうに進めていくかというはっきりした方針を持っているところは、豊橋科学大学は別かもしれないけど、ほとんどのところないです。だから、このアンケートをもらっても、どこまで答えられるかがはっきり言って疑問ですね。ヒアリングに呼んだとしても、むしろこれ逆なのです。日本学術会議がどういう方針を出してくれるのだと。そこを横目でにらみながら他大学とも歩調を合わせつつ、防衛装備庁の公募に対してどういう方針を出すかというのはこれから決めましょうというところが大半だと思います。

だから、今の状況で、つまり、これは何のためにアンケートをやるのか。ファクトをつくるのは分かるのですよ。しかし、そのファクトをもらったからといって、では、多くの大学がこの防衛装備庁に応募しようと考えている。だから、では、どうなのだということですよ。それが我々の議論に何か大きな影響を与えるのかという話ですよ。そこがよく分からない。

ヒアリングをして、幾つかの大学の御意見を聞いたとして、これもかなり有効だと思います。いろいろ細部にわたって、学長か、あるいは事務局長の意見をお聞きできるわけですから。ただ、意見を我々はどう酌み取るのか、そこをはっきりしておかないと、せっかくアンケートをとったからといって、何かよく分からなくなってしまうという気がしないでもないのです。アンケートをとられて、どの部分を、我々は今後どうやって生かすのかということをもう一度はっきりさせていただかないと、学長としては答えようがないという気がするのですけど。

○佐藤幹事 ありがとうございます。御指摘はそのとおりかと思います。第1回委員会のときも、山極委員の方から、むしろ各大学は学術会議における議論を注視しているのだという趣旨の御意見があったと思います。

それで、むしろ3の項目を入れてみたのは、各大学が学術会議に何を期待しているのだろうかということも率直に聞いてみたいと思いました。

1と2のファクトの部分ですが、それぞれ……

○山極委員 それと、ごめんなさい。その2)の部分が特に重要なんだけど、これは学長の意見を言えないですよ。つまり、各大学によって、工学系が多い大学、生命科学系が多い大学、それから人文社会系が多い大学といろいろあるわけですよ。研究者の意見は全然違います、恐らく。それを一体学長が代表して言えるのか、学術会議にどういいう見解を求めているのかということ、学長自身が迷っていることはあると思うけれども、それは大学を代表していない

ですから、なかなかこれが言えないのですよね。そこがちょっと難しいなと思っていたのです。

○佐藤幹事 ありがとうございます。あとは各委員の議論に委ねたいと思いますが、1点だけ、1と2についてそれぞれ1)で応募の状況等の、正に事実そのものを調査をする項目もあるのですが、これについても各大学それぞれに応募していたり、あるいは研究上の協定を結んでいたり、様々だと思うのですが、この項目についてもなかなか答えにくいということになりますでしょうか。そのことだけせつかくですのでお伺いをして……

○山極委員 どこどこ、1と2。

○佐藤幹事 ええ。1と2のそれぞれ1)です。

○山極委員 ファクトね、方針ね。

○杉田委員長 いや、方針ではなくて、要するに、状況です。

○山極委員 状況ですか。状況は……

○杉田委員長 これは答えていただくという。

○山極委員 それは答えられますね、これまでの過去の話ですから。

○杉田委員長 山極委員が言われているのは、方針というところちょっと答えづらいと。

○山極委員 ちょっと固いんですね。そんなに決まっているのだと言われると。

○杉田委員長 これはもちろん答えない自由はあるのではないかと、各大学にあると思いますけれども。

○山極委員 そうですね。空欄も可という。ほとんど空欄になってしまう。

○杉田委員長 あえて空欄可と書かなくても、空欄はもちろん。強制はできないと思いますけれども。ただ、逆に、これをやらない方がいいという、あるいはこういうことは聞かない方がいいということかどうか、そのあたりについて。

○山極委員 それは結構、例えば国立大学の場合は、政府からかなりいちゃもんつけられる可能性もあるわけだよね。国立大学は方針を持っていないのかと言われる可能性もあるし、それから、新聞社が既にアンケート調査やっているわけですね。それに対しては、私なんかは「今、学術会議で審議していますから、今答えられません」と言っているわけですよ。それを逆に、学術会議で集計してしまっ、大学の状況というのはこうですよと、新聞記者を差し置いてですけどね、それもちょっと困ったものだなというのは私も思ったのですけど。

○杉田委員長 それでは、1つの考え方としては、本当にファクトだけを答えていただくということで、応募状況及び審査体制があるかどうか、これも答えづらいと思いますけれども、答えていただけるならば答えていただくというあたりにしますか。

○山極委員 いや、このアンケートは、実はもう一つの問題を先取りしているわけですね。つまり、科学者、各大学がその大学の研究者に対して、これを公募する場合に、もちろん大学の学長の名前を出していくわけだから、大学がそういう方針を持つべきであるというのが前提になっているわけですよ。でも、そうではないという考えの学長もいらっしゃると思うのです。こういうことは科学者の責任において、つまり個々の研究者の責任においてやるべきであって、学長はそれを認めるか、認めないかというのは、科学者の判断に委ねるという選択肢もあったわけで、それを逆に答えさせるということは、学長自身がそういう審査基準なりそういう方針を持っているのですねということを前提にアンケートしているわけですよ。それが今の時点で正しいかということなのですよ。

○杉田委員長 そこは、各研究者の自主性に委ねるという方針ということも論理的にはあり得ますけど。

○山極委員 あり得ますよね。

○杉田委員長 ええ。ですから、ただ、それが慣行的にそうなっている場合と、それを方針として明示するというのはかなり間に距離があることは事実ですよ。つまり、実際……

○山極委員 そこを大学がはっきり、こっちかこっちかというふうに、白か黒かというふうに決めるべきかという問題ももう一つあるわけです。これは、要するに、それを明示せよと言っているにすぎないわけで、そういうことを今の時点で言っているのかというところがちょっと私は引っかかるのです。

○杉田委員長 ある意味で、これをきっかけにいろいろなところで決定が進むという、そういう調査の結果として影響が生じるということを懸念されている。

○山極委員 そうですね。

○杉田委員長 観察者効果が発生すると。

はい、どうぞ。

○岡委員 岡ですが、私はやはりこれは大学の学長名で申請をする以上、学長がやはり責任を持つ体制があるべきではないかという考えがあるので、それを聞いてみたいというつもりだったので、学長をやっている方から、そんなことには答えられないと言われてしまうとどうしようもないのですが、やはり答えられる範囲で答えていただくなり、今後そういう指針をつくるつもりであるかどうかということ进行调查するのは、やはり意味があるのではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○杉田委員長 小林委員、どうぞ。

○小林委員 これ、答えにくいなと思っているのですけれども。つまり、大学として契約しなくてはならないというのが、今の安全保障技術研究推進制度の立て付けであるのは事実ですけれども、だから、そのシステムをやめてくれという議論がここから出てくる可能性もあるというのが、多分、山極さんの論点だろうと思うのですよね。だから、そういう形での契約で大学を真正面に出すということが本当にいいのかという論点があり得るので、それはちょっと先取りしているのではないかとおっしゃっているのかなと思いました。それ以外に、防衛省とか防衛装備庁の米軍との研究協力と書いてありますが、米軍との場合に、別に大学を窓口にしての契約になっていませんので、そういったものと同じように並べていいのか。そもそも、そっちもそれが揃っている問題があるわけですね。しかも、米軍に関しては、国防総省のホームページに行けば全部出ているのですよね。ですから、このファクトの集め方に関して、例えば何件応募しましたというふうにしか大学が答えなくても、調べれば全部出てくるはずで、今。情報公開請求なんかもメディアの方はもうお使いになっていますので、ある意味で、ファクトはファクトなのですけれども、それを出してどうするのかとなどという、現状こうですということは分かるのかもしれませんが、その使い方は考えておかないといけないのではないかとこのように思います。

○杉田委員長 ありがとうございます。

○山極委員 これは安全保障技術研究推進制度に関するアンケートなのですから、これは当然ほかのことに波及していくわけでしょう。もちろんこれについては、学長の名前を出していくのだから、学長さん、あんた、責任持つか持たないかはっきりせよと言われるのは分かるけれども、例えば、米国の軍事研究、先ほど私が質問した、アメリカで研究する場合に、これは学長の名前で出てきません。しかし、その場合、どうするのかということもここで話をするわけですから、殊ここに関係する話だけではないわけですし、そのときに、このアンケート調査をだからどう使うのかということをはっきりさせておかないと、では、大学として、そういったものについて全てに学長は責任を負うのか、あるいは大学として1つの規則をつくって、大学がこういうものに対して責任を負うのか、それとも研究者個人がそれを判断して、それを学長を通じて出すものと出さないものというふうに分けていくのか。

例えば、これは研究代表者になれば、もちろん学長を通じて出てきますけれども、分担者の場合には学長と関係ないわけですよね。そういう場合は、研究者個人の問題になるわけです。そのときに学長はどういうことを言えるのかという問題も生じてくるわけですね。そういうことも議論しなくてはならない。そのときに、今やはり学長の意見を聞いておくというのは、ち

よっと先取りし過ぎではないかなという気がするのですね。それが、私の意見です。

○杉田委員長 今、かなりいろいろな御意見がございまして、1つの考え方としては、今の段階でこの調査をすることは、思わぬ副次高価を生むというかなり強い御意見が複数ありましたので、1つの考え方としては、もう少し我々の考え方が煮詰まってきた段階で、これはアンケートでありヒアリングのような形で各関係者の御意見を伺うとかそういうふうなことをするというので、現状については、既に得られる資料等から調査し、まとめるというふうなことでいかがでしょうか。

では、せっかく整理していただきましたが、そういうふうなことでアンケート調査等は……どうぞ、安浦委員。

○安浦委員 安浦です。

今の結論でいいと思うのですが、将来的に議論するときに、この2番を、国内の機関の話と、国外の機関、米軍とここでは書いてありますけど、これは分けて考えないと、今日の小森田先生の9ページの、要するに、国費の投入をしたのだから規制すべきではないという議論の話とがごっちゃになってしまう可能性があると思うのです。海外のものというのは、これは厳然として、今日のお話でも、国家という議論があれば、海外からお金をもらう話と、日本国内でお金をもらう、日本の国のお金をもらう話というのは本質的に違うわけだと思うので、こういう書き方をすること自身が、ちょっと一般の国民からも疑惑を招くのではないかと、米軍と防衛省は一緒だと我々は見ているのだという、そういう推論さえされかねないという気がいたします。

○杉田委員長 ありがとうございます。

それでは、ヒアリング、アンケート調査については以上のように当面見送るということにさせていただきます。

それでは、引き続きまして若干の今後の進め方についてなのですが、夏季部会、学術会議では夏季に各部ごとに部会を開催しておりますけれども、ここで会員からの意見を伺うということについて、これは前回もそういう御意見が出ていましたが、特に御異論ございませんでしょうか、夏季部会。特に御異論なければそのように進めたいと思います。

夏季部会は、開催順で申し上げますと、第三部が8月2日から3日まで、豊橋技術科学大学において行われる。そして、その後8月10日から11日にかけて、第一部会が、この日本学術会議で行われる。そして8月18日から19日にかけて、第二部会が東大において行われるということでございます。

ここでどのくらい時間がとれるかは各部によると思いますが、是非この問題についても議論

いただくということで、議論に当たっては、一応こういう議論していますという説明をどなたかにしていただくということで、これについて、基本的には各部にお任せしますけれども、ここで決定しておく必要がありますでしょうか。特にございませんでしょうか。

第一部については、小森田さんが今日報告されたので、小森田委員。第二部は大政副委員長……

○大政副委員長 私がすることになっているので。

○杉田委員長 大政委員の方で説明していただけると。

第三部につきましては、どういうふうにいたしましょうか。

○土井委員 はい。

○杉田委員長 では、土井委員の方で。

それで、説明資料なのですけれども、本日の配付資料、全部もちろん構いませんけれども、主に論点整理のあたりなのか、必要があればこの資料2等も配っていただいてもいいかなと思いますけれども、そのほかに、この委員会での検討状況、といってもまだ2回しか開いておりませんが、簡単なメモのようなものを付けた方がいいか、それとも特に必要ないでしょうか。その辺についてだけ若干議論いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

本当はこの2回の議事録の要約みたいなことができればいいのですが、何分8月2日からもう行われていますので、ちょっと難しいので、本当に項目程度、こういう議論がありますというぐらいのことを。

では……

○大西委員 前回、提案書が大きな目次としてはまとまっていると思うのですよね。だから、それと2回の議論の状況をかいつまんで報告していただければ、あとは皆さん議論されるのではないかと思います。

○杉田委員長 では、設置提案書及び論点整理、そしてこの間の議論についてのメモ、このメモについては執行部で相談してつくることにさせていただきます。そういうことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○杉田委員長 では、そうさせていただきます。

そこで恐縮なのですが、各部会での議論の概略につきまして、今説明された先生を中心に、9月の委員会で簡単に御報告、メモ等を作成していただければなおありがたいのですが、口頭でも結構ですので、御報告をお願いいたしますので、よろしく願いいたします。

ほかに何かこのあたりについて、進め方について御議論ございますでしょうか。

なければ、今後の日程について……どうぞ、大西委員。

○大西委員 これは事務局でデータを整理していただくのがいいかと思うのですが、今日も議論出ましたけど、アメリカが事例として出てくるのは、やはりかなり極端な事例だと思うのですよね。だから、もう少し海外の状況について、どのくらい科学研究の中に軍事組織からのお金があるのか、自分でやっているのもあるし、委託というのもあると思うのですが、それを既存の資料でいいと思うのですが、どこかにあれば整理していただくと参考になるのではないかなと思います。

○杉田委員長 ありがとうございます。今の点も事務局の方で調査していただきます。

それでは、第3回以降の日程についてお諮りしたいのですが、次回第3回につきましては、皆様方からいただいた資料をもとに、8月24日水曜日、午前10時から12時ということで考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○土井委員 すみません、欠席。

○山極委員 ちょっと私も欠席なのですが、事前に意見を言うことは可能ですか。

○杉田委員長 もちろんです。意見はメモを出していただいて、資料を出していただいて。

○山極委員 今度はデュアル・ユースについてですね。

○杉田委員長 はい、そうです。

○山極委員 分かりました。

○杉田委員長 意見書のようなものを出していただいても、メモという形でも結構ですので、欠席の方は、是非お願いいたします。

そして、第4回は9月30日の17時から19時ということでいかがでしょうか。

そして第5回、ちょっと先でございますが、10月28日、10時から12時。

そして、先のことについては変更もありいたしますけど、とりあえず現時点で、第6回が11月18日の16時から18時、第7回が12月16日の17時から19時、これは幹事会后でございますので、若干遅れる可能性がありますけれども、幹事会后17時から19時ということで、一応年内はこういう予定を仮に設けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、関連して何か御発言ありますか。

1つ補足的に申し上げますけれども、この委員会についてインターネット中継を行いたいという申し出がございましたが、従来、日本学術会議においてはそのような前例が見当たらないということもありまして、これは、ほかのいろいろな委員会にも影響があるということで、こ

の委員会において決定するよりも、明日、幹事会がございますけれども、幹事会において決定していただいて、それに従うということにしたいと思えますけれども、これについて何か御意見ございますでしょうか。あるいは、このインターネット中継について特に積極・消極論がございましたら、この際。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○杉田委員長 それでは、そのように幹事会で議論するようにいたします。

そのほか何かございますでしょうか。

事務局から何か補足ございますでしょうか。

○駒形事務局長 特にありません。

○杉田委員長 それでは少し時間を超過いたしましたけれども、これをもちまして第2回目の委員会を終わらせていただきます。

本日はありがとう……

○大西委員 今の最後、すみません、幹事会懇談会で議論するということになるかと思えます。

○杉田委員長 そうですね。幹事会懇談会は幹事会から委託されているということですね。

○大西委員 そうですね。

○杉田委員長 幹事会懇談会において決定すると。分かりました。

○大西委員 決定はできませんけれども、意見交換をしてしかるべき対応をしていくということで。

○杉田委員長 分かりました。そういう対応ございます。

では、これをもちまして閉会させていただきます。

午後 7時11分 閉会